

平成24年度グリーン購入法基本方針説明会資料

環境物品等の調達の推進に関する 基本方針の変更について

暖房消して 温かいところに集まろう



環境省総合環境政策局環境経済課

本日の説明の内容

1. グリーン購入法の概要及び特定調達品目に係る判断の基準等の見直しの概要
2. 分野別・品目別の変更箇所について
3. 引越輸送の特定調達品目への追加及び判断の基準等について

1. グリーン購入法の概要及び 特定調達品目に係る判断の 基準等の見直しの概要

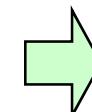
グリーン購入法の概要①（法の目的）

目的（法第1条）

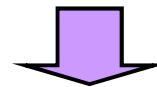
環境負荷の低減に資する物品・役務
(環境物品等)について、



- 国等の公的部門における調達の推進
- 環境物品等に関する情報の提供 等



環境物品等
への需要の
転換の促進



環境負荷の少ない持続的発展が
可能な社会の構築

グリーン購入法の概要②（責務、基本方針、調達方針等）

国及び独立行政法人等（義務）

責務（法第3条）

- 国等の機関による環境物品等の選択
 - ➡ 環境物品等への需要の転換の促進
- グリーン購入の推進のため普及・啓発等の措置
 - ➡ 事業者・国民への働きかけ

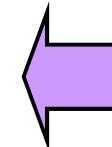
「基本方針」の策定（法第6条）
グリーン購入の推進に関する基本的事項等



- ◇ 重点的に調達を推進すべき環境物品の種類（特定調達品目）
- ◇ 判断の基準及び基準を満たす物品等（特定調達物品等）の調達の推進に関する事項 等

各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、

- 毎年度、基本方針に即してグリーン購入の調達方針を定め・公表（法第7条）
- 調達方針に基づき調達を推進
- 調達実績の概要を取りまとめ・公表・環境大臣に通知（法第8条）



（取組が不十分な場合）
環境大臣が各大臣等に必要な要請（法第9条）

グリーン購入法の概要③（地方公共団体等の責務等）

地方公共団体等（努力義務）

事業者・国民（一般的責務）

責務（法第4条） ● グリーン購入の推進のための措置を講ずる

責務（法第5条） ● 可能な限り環境物品等の選択に努める

地方公共団体等のグリーン購入の推進（法第10条）

➤ 調達方針の作成

➡ 特定調達品目については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努める

➤ 調達方針に基づき調達を推進

グリーン購入法の概要④（調達時の配慮、情報提供等）

調達に当たっての配慮（法第11条）

環境物品等の調達を理由として、物品等の調達量の総量を増やすことのないよう配慮

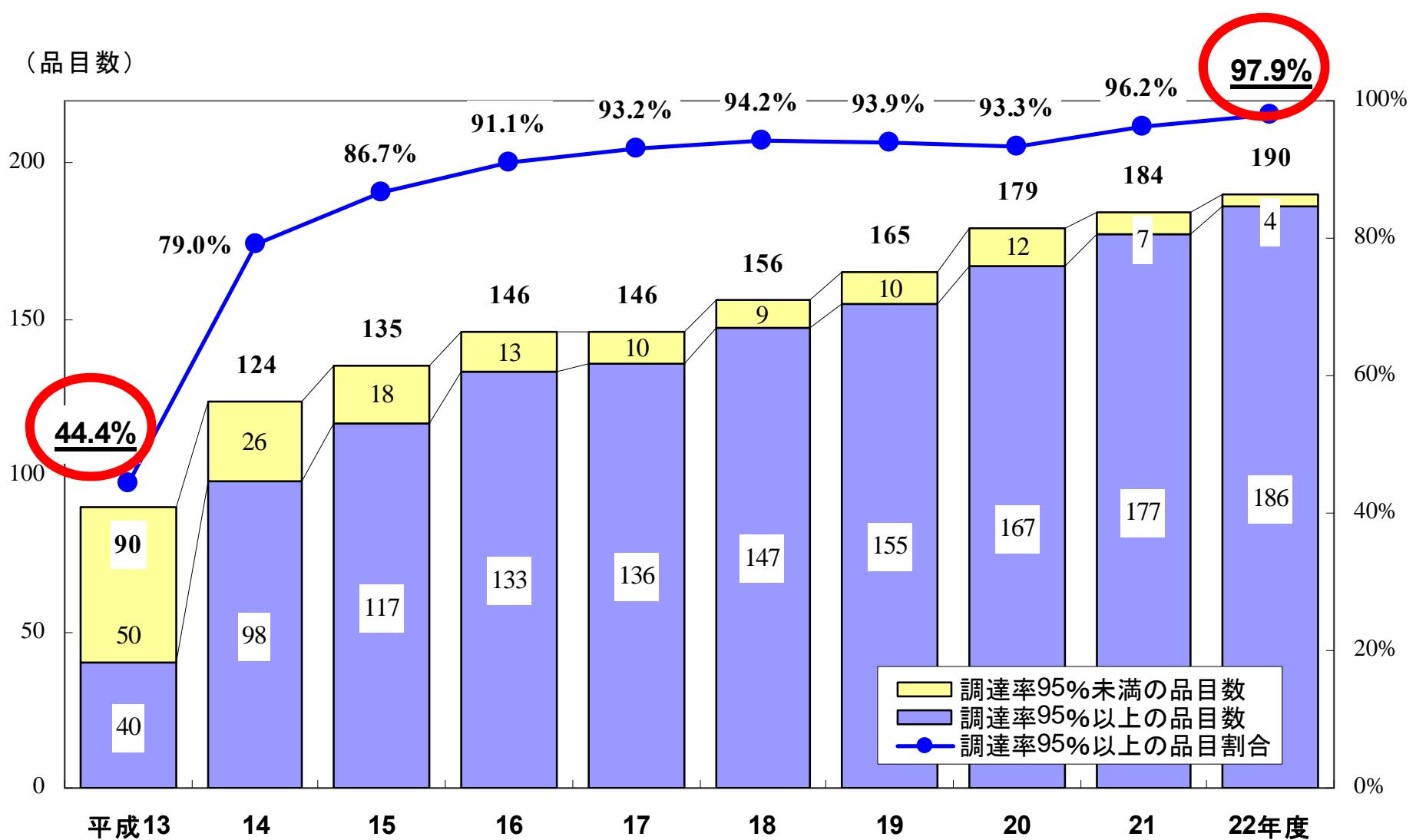
情報の提供（法第12条、13条）

- 事業者は物品等の購入者に対し適切な環境情報の提供
- 環境ラベル等の情報提供団体は科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

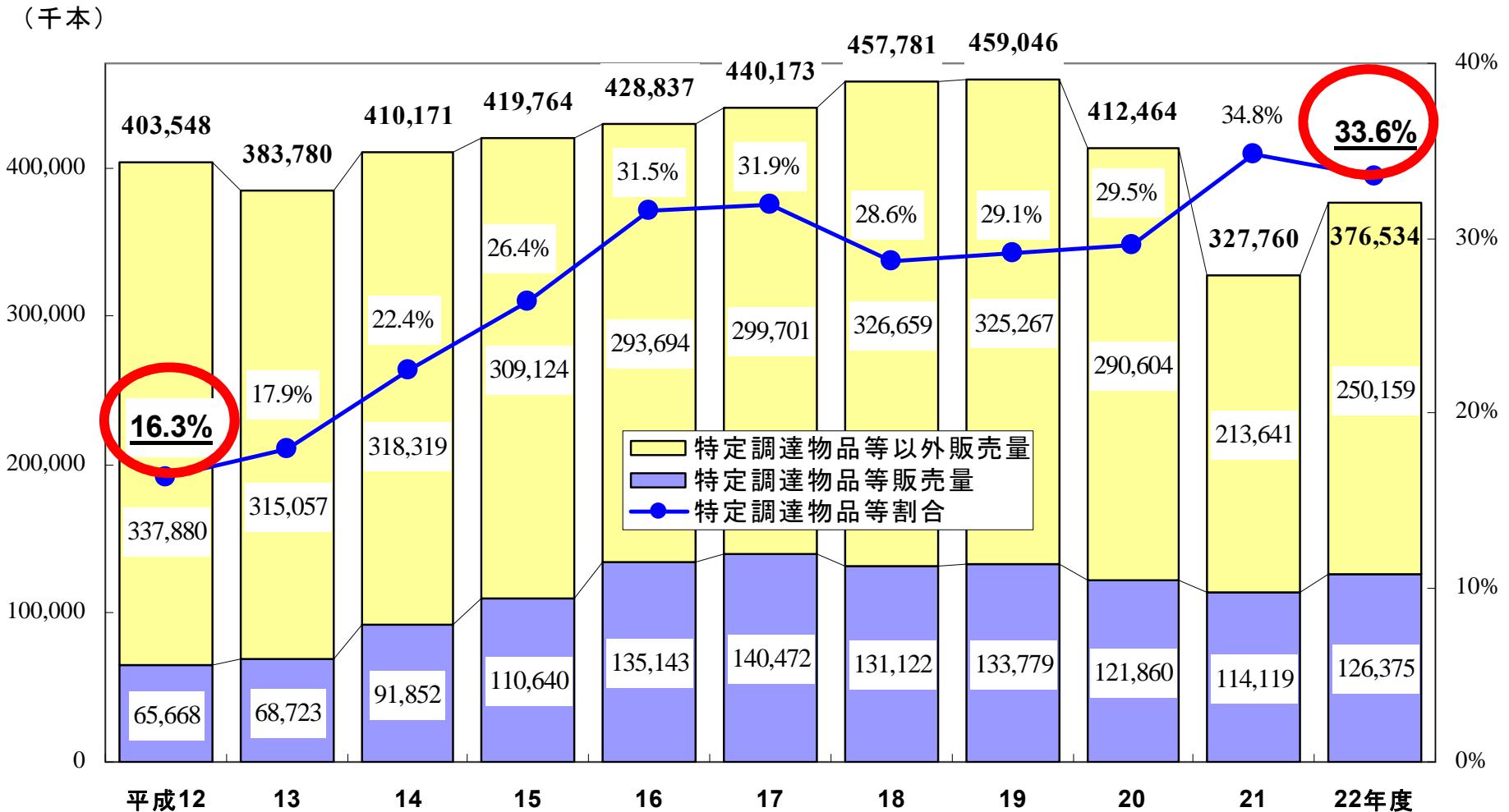
情報の整理等（法第14条、附則2項）

- 国は上記で提供された環境情報を整理、分析して提供
- 政府は適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討

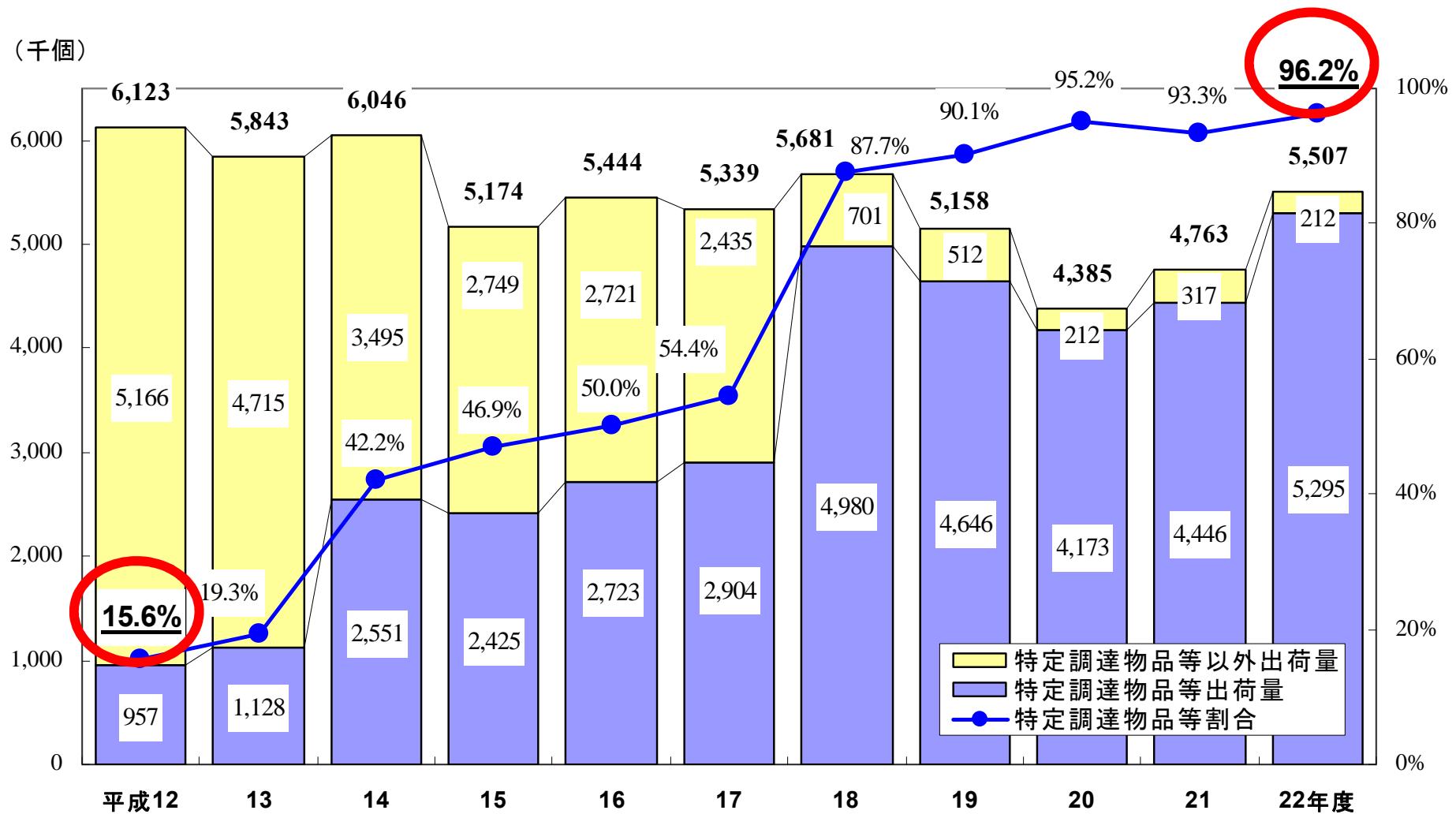
国等の調達実績の推移



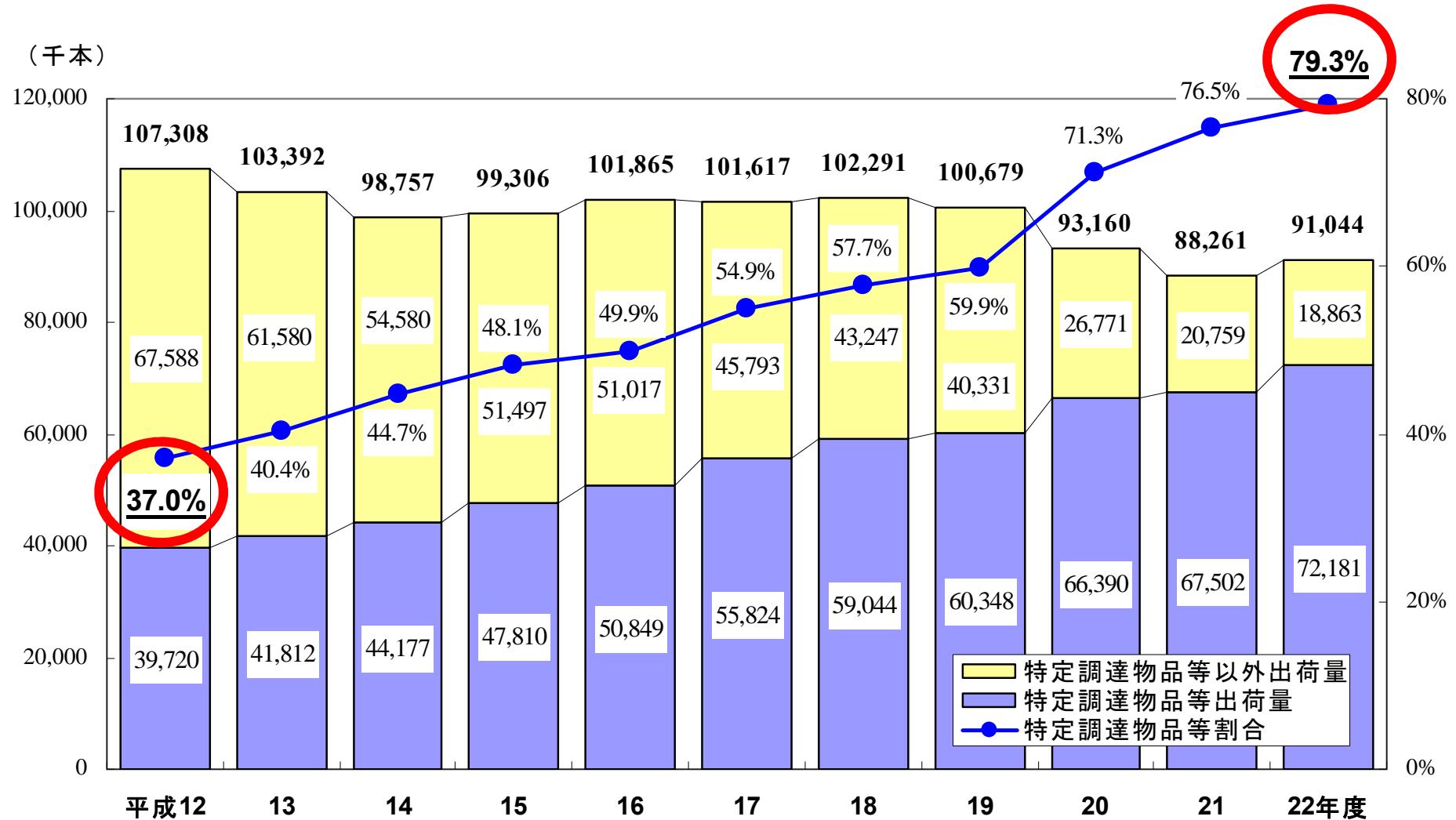
特定調達物品の国内販売量及び割合（マーキングペン）



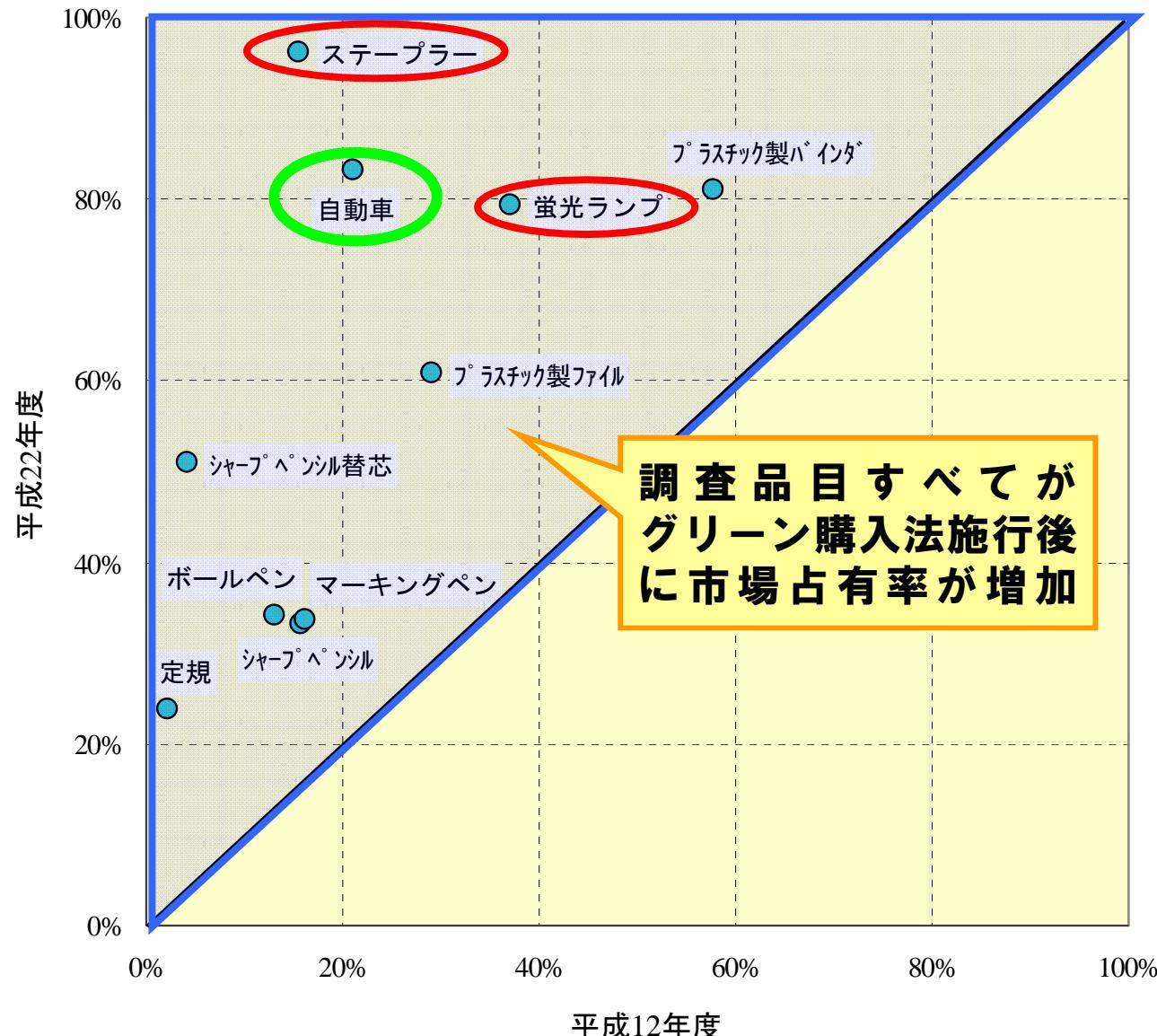
特定調達物品の国内出荷量及び割合（ステークラー）



特定調達物品の国内出荷量及び割合（蛍光ランプ）



法施行前後の特定調達物品等の市場占有率の推移



特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要①

◇基本方針前文

- 「3. (6) 環境物品等に関する情報の活用と提供」において、事業者、各機関その他関係者は、特定調達物品等の調達に係る信頼性の確保に努めるものとする旨記載

◇製品の包装等に係る配慮事項（基本方針全般）

- 多くの品目に設定されている製品の包装等に係る配慮事項について、設定されているすべての品目の表現の整合・統一化を実施

特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要①

◇文具類

- ダストブロワーについて判断の基準を見直し（噴射剤にHFO-1234zeを使用したダストブロワーの追加）
- メディアケースについて対象範囲を見直し（FD、MOの削除、BDの追加）

◇オフィス家具等

- 保守部品、消耗品の供給期間を判断の基準に設定
- 粉体塗料・水性塗料等の使用、使用済製品の回収・再生利用等の仕組み構築を配慮事項に追記等

特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要①

◇OA機器

- カートリッジ等について判断の基準等を見直し（再資源化率等の定義の明確化、単純埋立処理の回避等）
- プロジェクタについて判断の基準を見直し（待機時消費電力の見直し）
- 電子計算機及び記録用メディアについて対象範囲の見直し（FD、MOの削除、BDの追加）
- 一次電池についてアルカリ電池に係るJIS規格適合品が判断の基準を満たす旨記載（災害備蓄用品の一次電池については最小平均持続時間の基準を満たす）

◇家電製品

- 電気冷蔵庫等及び電気便座について市場動向を勘案し、経過措置を延長

特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要②

◇照 明

- 多段階評価基準の改正に伴い、蛍光灯照明器具のうち家庭用について判断の基準を見直し及び経過措置の設定
- LED照明器具について対象範囲を見直し（くぼみ形コンタクト口金R4付直管LEDランプシステムの追加）

◇自動車等

- JC08モード燃費値を測定していない自動車に対する経過措置の終了
- 2サイクルエンジン油について配慮事項の見直し（製品の容器に係る回収、再生利用等の仕組みの構築を追記）

特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要③

◇制服・作業服、インテリア・寝装寝具等

- 制服・作業服、カーテン、ニードルパンチカーペット等について判断の基準等の見直し（植物由来の非生分解性プラスチックから製造・加工される合成繊維等の対象への追加、回収システムに係る経過措置の終了等）
- ベッドフレームについてJIS規格適合品がホルムアルデヒド放散量に係る判断の基準を満たす旨追記

◇設 備

- 太陽光発電システムについて判断の基準の見直し（太陽電池モジュールの変換効率の見直し）

特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要③

◇災害備蓄用品

- 分野名称を「防災備蓄用品」から「災害備蓄用品」に変更
- 「保存パン」「栄養調整食品」「フリーズドライ食品」（食料）及び「携帯発電機」（生活用品・資材等）を特定調達品目として追加
- 一次電池についてアルカリ電池に係るJIS規格適合品が最小平均持続時間の判断の基準を満たす旨記載

特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要④

◇公共工事

- 公共工事共通の判断の基準等の見直し（共通の判断の基準及び配慮事項において資材の内容を明確化）
- 省エネ法トップランナー基準の改正に伴い、変圧器について判断の基準の見直し
- 高炉セメント、フライアッシュセメント、エコセメント及び高日射反射率塗料についてJIS規格適合品が判断の基準を満たす旨記載
- パーティクルボード及び纖維板についてJIS規格の一部がホルムアルデヒド放散量に係る判断の基準を満たす旨記載

特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要③

◇役務

- 「引越輸送」を特定調達品目として追加
- 印刷について印刷版のリサイクルに水平リサイクルを記載
- 食堂について配慮事項の見直し（食器の修繕、再生材の使用、容器包装の返却・回収等）
- 輸配送、旅客輸送及びクリーニングについてエコドライブの定義見直し（平成24年10月の見直しを反映）
- 小売業務について配慮事項の見直し（再使用のため容器包装の返却・回収等）
- 飲料自動販売機設置について冷媒への代替フロン使用に係る経過措置を終了

5品目を特定調達品目に追加
57品目の判断の基準等の見直し

19分野266品目

判断の基準と配慮事項

判断の基準

- グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準
 - ◆ ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮
 - ◆ 特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定
 - ◆ 各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるもの

配慮事項

- 特定調達物品等であるための要件ではないが、調達に当たって、さらに配慮することが望ましい事項
 - ▶ 現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項

2. 分野別・品目別の変更箇所について

文具類①【p.18】 ← 基本方針の該当頁（以下同じ）

ダストブロワーに係る判断の基準の見直し

【判断の基準】

- ① オゾン層を破壊する物質の使用禁止
- ② HFC（代替フロン）の使用禁止又は地球温暖化係数が140未満の物質
 - ➡ 地球温暖化係数（GWP : Global Warming Potential）
が140未満の物質（備考11）
 - 二酸化炭素、炭化水素、HFO1234ze等が該当

※ 可燃性の高い物質が使用されている場合は、製品にその扱いについての適切な記載が必要

メディアケースの対象範囲の見直し

- FD、MOの削除、BDの追加（備考12）

文具類②

噴射剤にHFO1234zeを使用したダストブロワー



写真提供：ハネウェルジャパン株式会社

オフィス家具等①【p.25】

保守部品等の供給期間、粉体塗料等、回収等

【判断の基準】

⑤ 保守部品又は消耗品の供給期間

- ➡ 製品製造終了後5年以上

【配慮事項】

② 粉体塗料、水性塗料等

- ➡ 使用される塗料は粉体塗料、水性塗料等の可能な限りVOCが少ないもの

③ 使用済製品の回収システム等

- ➡ 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムの構築
- ➡ 再使用又は再生利用できない部分は適正処理

オフィス家具等②

ホルムアルデヒド放散速度の確認

- 放散速度が $0.02\text{mg}/\text{m}^2\text{h}$ 以下と同等
 - JIS S 1031（オフィス用机・テーブル）等の基準に適合する製品はホルムアルデヒドF★★★基準（判断の基準③イ）を満たす（備考6ア）

電子計算機【p.35】

外部接続ドライブの対象の見直し

- FD及びMOの削除、BDの追加（備考6ア）

記録用メディア【p.57】

対象の見直し

- BD-R及びBD-REの追加（備考1）

一次電池【p.58】

JIS規格適合品が判断の基準を満たす

- JIS C 8515で規定されるアルカリ電池に適合する一次電池は判断の基準を満たす旨記載（備考2）

カートリッジ等①【p.60】

単純埋立処理の回避、定義の明確化

【判断の基準】

② 再使用・マテリアルリサイクル率

③ 再資源化率

➡ **回収した使用済製品全体質量（トナー又はインクを除く）**

● ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く（備考5、備考6）

④ 再使用又は再生利用できない部分

➡ **減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと**

● ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く（備考8）

カートリッジ等②

判断の基準を満たす根拠資料の具備

【配慮事項】

- ① 判断の基準を満たすことの証明書等の具備（インクカートリッジ）
- ② 判断の基準を満たすことの証明書等の具備（トナー カートリッジ）
 - ➡ 事業者が各種システム（回収、リサイクル、適正処理等）の構築、再資源化率等の根拠を示す証明書等を備えること（備考11は調達機関への留意点）

プロジェクト【p.65】

待機時消費電力の基準の強化

【判断の基準】

③ 待機時消費電力（ネットワーク待機時は適用外）

→ **1W以下 ⇒ 0.5W以下**

- 2013年1月からの欧洲ErP指令に準拠

電気冷蔵庫等①【p.71】

電気冷蔵庫等のエネルギー消費効率に係る経過措置の取扱い延長

- エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上の基準を満たすこと
 - 定格内容積350㍑超400㍑以下の製品については、平成25年度1年間は多段階評価基準の3つ星でも可（備考5イ）
 - 定格内容積350㍑以下の製品については、トップランナー基準を上回らないこと（2つ星）でも可（備考5ア）

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	198%以上
★★★★	165%以上 198%未満
★★★	133%以上 165%未満
★★	100%以上 133%未満
★	100%未満

基準を満足

電気冷蔵庫等②

統一省エネラベルの例（同程度の内容積の比較）



428リットルの5☆製品の例



427リットルの4☆製品の例



420リットルの3☆製品の例

400リットル超の3☆は
判断の基準を満た
していない製品

電気便座①【p.77】

電気便座に係る省エネルギー効率に係る経過措置の取扱いの延長

- エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上の基準を満たすこと
 - 温水洗浄便座のうち瞬間式で節電方式としてタイマー方式及び非使用状態（夜間等）を判別する機能を有する製品については、多段階評価基準の3つ星でも可（備考3）
 - 暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式の製品については、トップランナー基準達成（2つ星）でも可（備考4）

多段階評価	省エネルギー基準達成率	基準を満足
★★★★★	188%以上	
★★★★☆	159%以上 188%未満	
★★★☆☆	129%以上 159%未満	
★★☆☆	100%以上 129%未満	
★☆	100%未満	

電気便座②

統一省エネラベルの例（瞬間式・貯湯式の比較）



瞬間式の5☆製品の例



瞬間式の4☆製品の例



貯湯式の2☆製品の例

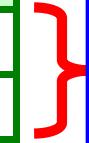
貯湯式の2☆は経過措置を設定した製品

蛍光灯照明器具①【p.96】

家庭用蛍光灯照明器具に係る省エネルギー効率に係る多段階評価基準の変更及び経過措置の設定

- エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上の基準を満たすこと
- 平成25年度1年間は多段階評価基準の3つ星でも可（備考4）

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	140%以上
★★★★	127%以上140%未満
★★★	113%以上127%未満
★★	100%以上113%未満
★	100%未満

基準を満足

蛍光灯照明器具②

統一省エネラベルの例（6~8畳用蛍光灯照明の比較）



6~8畳用の5☆製品の例



6~8畳用の4☆製品の例



6~8畳用の3☆製品の例

6~8畳用3☆は経過措置を設定した製品

省エネ型製品情報サイト①（省エネ性能情報）

【情報サイトの概要】

- 小売事業者の表示制度の運用のために作成されたデータベース
- 統一省エネラベル等の印刷が可能
- 事業者の登録に基づく最新の省エネ性能ランキングを①製品ごと一覧、②メーカーごと一覧、③製品の区分ごと一覧で閲覧可能
- 一般消費者向けの家電製品及びガス・石油製品の省エネ性能情報の提供サイト

[ECOJ home | 省エネ機器](#)

省エネ型製品情報サイト
～統一省エネラベル等の印刷・製品の省エネ性能情報～

▶ ご利用案内 ▶ 検索・印刷のヒント

以下を選択して、最後に検索ボタンを押して下さい。

* 印の付いたものは必須選択項目です。

■ 製品選択

* 家電製品 ガス・石油製品

*

■ メーカー

■ 型番(前方一致)

■ JANコード(前方一致)

■ 年度(販売店用です。詳しくは[こちらをご覧下さい](#))

*

統一ラベル作成用エクセルダウンロード

統一省エネラベル個別作成

※ 個別ラベル作成に際しては、ページ右上の検索・印刷のヒントを参照ください

登録データ一括ダウンロード

※ 登録されているデータをCSVで一括ダウンロードすることができます。

動作推奨環境

windowsXP以降、Macintosh OSX以降
Internet Explorer 7、Firefox 2以降
β版、β版などのテスト版では動作保証できませんので、ご了承下さい。

統一省エネラベルをプリントするには
最新のFlash Playerが必要になります。

[Get ADOBE FLASH PLAYER](#)

• 省エネラベリング制度
• 省エネ法判断基準

新着情報

12.10.05 提載データのダウンロードについて(PDF)
12.04.27 常光灯器具の多段階評価基準変更について(PDF)
12.03.16 2012年度版の統一省エネラベルについて(PDF)
11.03.22 エアコン、液晶・プラズマテレビ、電気冷蔵庫、電気便座の多段階評価基準変更について(PDF)

(一財)省エネルギーセンターホームページより

省エネ型製品情報サイト②（省エネ性能情報）

製品：液晶テレビ
目標年度：2012年度

1ページ目 ▼

ラベル 印刷 チェック	メーカー または ブランド 並べ替え	製品愛称	機種名 (型番)	省エネラベリング制度					年間 電気代 (円/年)	テレビ サイズ (V型)	動画 表示速度	消費電力	付加機能				年間消費 電力量 測定時の 回数モード	標準 (機能の 満足度)	本サイト 掲載日 (並べ替え)	更新日 (並べ替え)					
				多段階評価 並べ替え	省エネ性 マーク	目標年度	省エネ 基準 達成率 (%)	年間 消費 電力量 (kWh/年)	定格 消費電力 (W)	待機時 消費電力 (W)	デジタル 放送受信 対応	画素数 区分	DVD (映画 機能を 有する ものに 限る)	HDD	ダブル デジタル チューナー	ブレイ ディスク レコーダー									
							並べ替え	並べ替え																	
1	□	オリオン電機	DM16-B1	★★★★★	●e	2012	275	16	350	16	ノーマル	16	0.2	○	RHD以外	—	—	—	—	標準	LEDバックライト	2012年02月14日	2012年02月14日		
2	□	オリオン電機	BM16-B1	★★★★★	●e	2012	275	16	350	16	ノーマル	16	0.2	○	RHD以外	—	—	—	—	標準	LEDバックライト	2012年10月03日	2012年10月03日		
3	□	パナソニック	ビエラ	TH-L55DT5	★★★★★	●e	2012	262	109	2,400	55	4倍速	128	0.1	○	RHD	—	—	○	—	スタンダード		2012年04月13日	2012年03月28日	
4	□	東芝	REGZA	55J7	★★★★★	●e	2012	261	126	2,770	65	倍速	208	0.14	○	RHD	—	—	○	—	標準		2012年12月07日	2012年11月29日	
5	□	LG	LG	47LM6600	★★★★★	●e	2012	254	83	1,830	47	倍速	110	0.13	○	RHD	—	—	○	—	標準モード		2012年08月01日	2012年08月23日	
6	□	パナソニック	ビエラ	TH-L55WT5	★★★★★	●e	2012	248	115	2,330	55	4倍速	134	0.1	○	RHD	—	—	○	—	スタンダード		2012年08月15日	2012年08月29日	
7	□	パナソニック	ビエラ	TH-L47DT5	★★★★★	●e	2012	240	97	2,130	47	4倍速	108	0.1	○	RHD	—	—	○	—	スタンダード		2012年03月02日	2012年03月02日	
8	□	パナソニック	ビエラ	TH-L42ES5	★★★★★	●e	2012	240	74	1,830	42	倍速	83	0.1	○	RHD	—	—	○	—	スタンダード		2012年04月13日	2012年03月28日	
9	□	パナソニック	ビエラ	TH-L47ET5	★★★★★	●e	2012	237	69	1,960	47	倍速	118	0.1	○	RHD	—	—	○	—	スタンダード		2012年03月02日	2012年03月02日	
10	□	LG	LG	55LM7600	★★★★★	●e	2012	236	121	2,660	55	4倍速	160	0.11	○	RHD	—	—	○	—	標準モード		2012年05月09日	2012年05月10日	
11	□	シャープ	AQUOS カトロン 3D	LC-S2XL9	★★★★★	●e	2012	236	103	2,270	52	倍速	162	0.1	○	RHD	—	—	○	—	標準モード		2012年11月15日	2012年11月15日	
12	□	シャープ	AQUOS カトロン 3D	LC-46XL9	★★★★★	●e	2012	235	87	1,910	46	倍速	144	0.1	○	RHD	—	—	○	—	標準モード		2012年11月15日	2012年11月15日	
13	□	シャープ	AQUOS カトロン 3D	LC-70XL9	★★★★★	●e	2012	234	155	3,410	70	倍速	260	0.1	○	RHD	—	—	○	—	標準モード		2012年11月15日	2012年11月15日	
14	□	LG	LG	47LM7600	★★★★★	●e	2012	233	100	2,200	47	4倍速	130	0.14	○	RHD	—	—	○	—	標準モード		2012年05月09日	2012年05月10日	
15	□	シャープ	AQUOS カトロン 3D	LC-80XL9	★★★★★	●e	2012	233	184	4,050	80	倍速	349	0.1	○	RHD	—	—	○	—	標準モード		2012年11月15日	2012年11月15日	
16	□	シャープ	AQUOS カトロン 3D	LC-60XL9	★★★★★	●e	2012	233	127	2,790	60	倍速	210	0.1	○	RHD	—	—	○	—	標準モード		2012年11月15日	2012年11月15日	
17	□	パナソニック	ビエラ	TH-L42ET5	★★★★★	●e	2012	228	78	1,720	42	倍速	96	0.1	○	RHD	—	—	○	—	スタンダード		2012年03月02日	2012年03月02日	
18	□	パナソニック	ビエラ	TH-L47WT5	★★★★★	●e	2012	228	102	2,240	47	4倍速	113	0.1	○	RHD	—	—	○	—	スタンダード		2012年06月15日	2012年05月29日	
19	□	三菱電機	REAL	LCD-30MLW3	★★★★★	●e	2012	228	96	2,110	50	倍速	104	0.1	○	RHD	—	—	—	—	スタンダード		2012年09月24日	2012年09月25日	
20	□	三菱電機	REAL	DSM-50L3	★★★★★	●e	2012	228	96	2,110	50	倍速	104	0.1	○	RHD	—	—	—	—	スタンダード		2012年09月24日	2012年09月25日	
21	□	LG	LG	42LM6600	★★★★★	●e	2012	222	80	1,760	42	倍速	100	0.14	○	RHD	—	—	○	—	標準モード		2012年08月01日	2012年08月23日	
22	□	パナソニック	ビエラ	TH-L55ET5	★★★★★	●e	2012	221	119	2,620	55	倍速	135	0.1	○	RHD	—	—	○	—	スタンダード		2012年03月02日	2012年03月02日	
23	□	東芝	REGZA	50G5	★★★★★	●e	2012	220	105	2,310	50	倍速	146	0.3	○	RHD	—	—	○	—	標準		2012年07月05日	2012年07月09日	
24	□	東芝	REGZA	50G5S	★★★★★	●e	2012	220	105	2,310	50	倍速	146	0.3	○	RHD	—	—	○	—	標準		2012年11月27日	2012年11月28日	

(一財)省エネルギーセンターホームページより

LED照明器具①【p.96】

対象となるLED照明器具

● LED照明器具

- ◆ 照明用白色LEDを用いた「つり下げ形」「じか付け形」「埋込み形」「壁付け形」及び「卓上スタンド」が対象（備考6）
 - ▶ ベースライト、ダウンライト、シーリングライト、ブケット、ペンダントライト、スポットライト及び卓上スタンド
- ◆ 従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具は当面の間対象外（備考5）
 - ▶ 誤装着による安全性の懸念、不具合等の可能性（JIS規格等の整備状況を踏まえ適切に対応）

LED照明器具②

L形ピン口金GX16t-5口金付直管形LEDランプシステム



給電端子側



アース端子側



従来型G形口金【対象外】

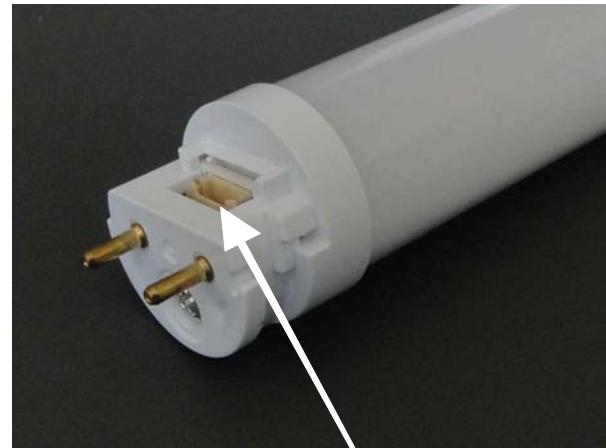
L形ピン口金【対象】

(一社)日本電球工業会規格

- GX16t-5口金で保持
- 保持部から給電

LED照明器具③

くぼみ形コンタクト口金R4付直管LEDランプシステム



R4口金



R4口金

給電端子側

くぼみ形コンタクト口金【対象】

(一社)日本電球工業会規格

- ピンはランプ内部導電部と絶縁
- G13形状の機械的保持部のピンで保持
- 保持部からは給電しない

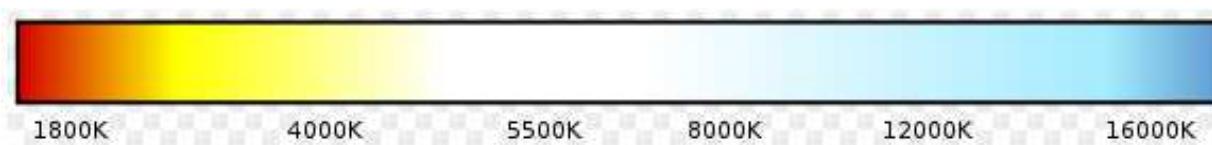
LED照明器具④

固有エネルギー消費効率①

【判断の基準】

① 光源色（光の色）に対応した固有エネルギー消費効率の基準

- ▶ 固有エネルギー消費効率は照明器具の全光束（定格光束： I_m ）を照明器具の入力電力（定格消費電力： W ）で除した数値（ I_m/W ）（備考7、測定方法は備考10）
- ▶ 調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率は最大消費電力時における全光束から算出（備考7）
- ▶ 光源色は昼光色（相関色温度5,700～7,100K）、昼白色（同4,600～5,500K）、白色（同3,800～4,500K）、温白色（同3,250～3,800K）及び電球色（同2,600～3,250K）の5種類（表2）



LED照明器具⑤

固有エネルギー消費効率②

光源色	相関色温度	固有エネルギー消費効率
昼光色	5,700~7,100K	70lm/W以上
昼白色	4,600~5,500K	
白 色	3,800~4,500K	60lm/W以上
温白色	3,250~3,800K	
電球色	2,600~3,250K	

【参考】光源色（光の色）と室内的雰囲気

光源	光の色	暖 色		涼 色	
		電球色		白色	昼白色
一般照明用電球 	電球色				
電球形蛍光ランプ 	電球色	温白色	白 色	昼白色	昼光色
電球形LEDランプ(形式の例) 	電球色 (LDA6 L)	温白色 (LDA6 WW)	白 色 (LDA6 W)	昼白色 (LDA6 N)	昼光色 (LDA6 D)
照度が高い (明るい)  (暗い) 照度が低い		暑苦しい 活気のある 落ち着きのある		さわやかな 開放的な 陰気な 寒々とした	

LED照明器具⑥

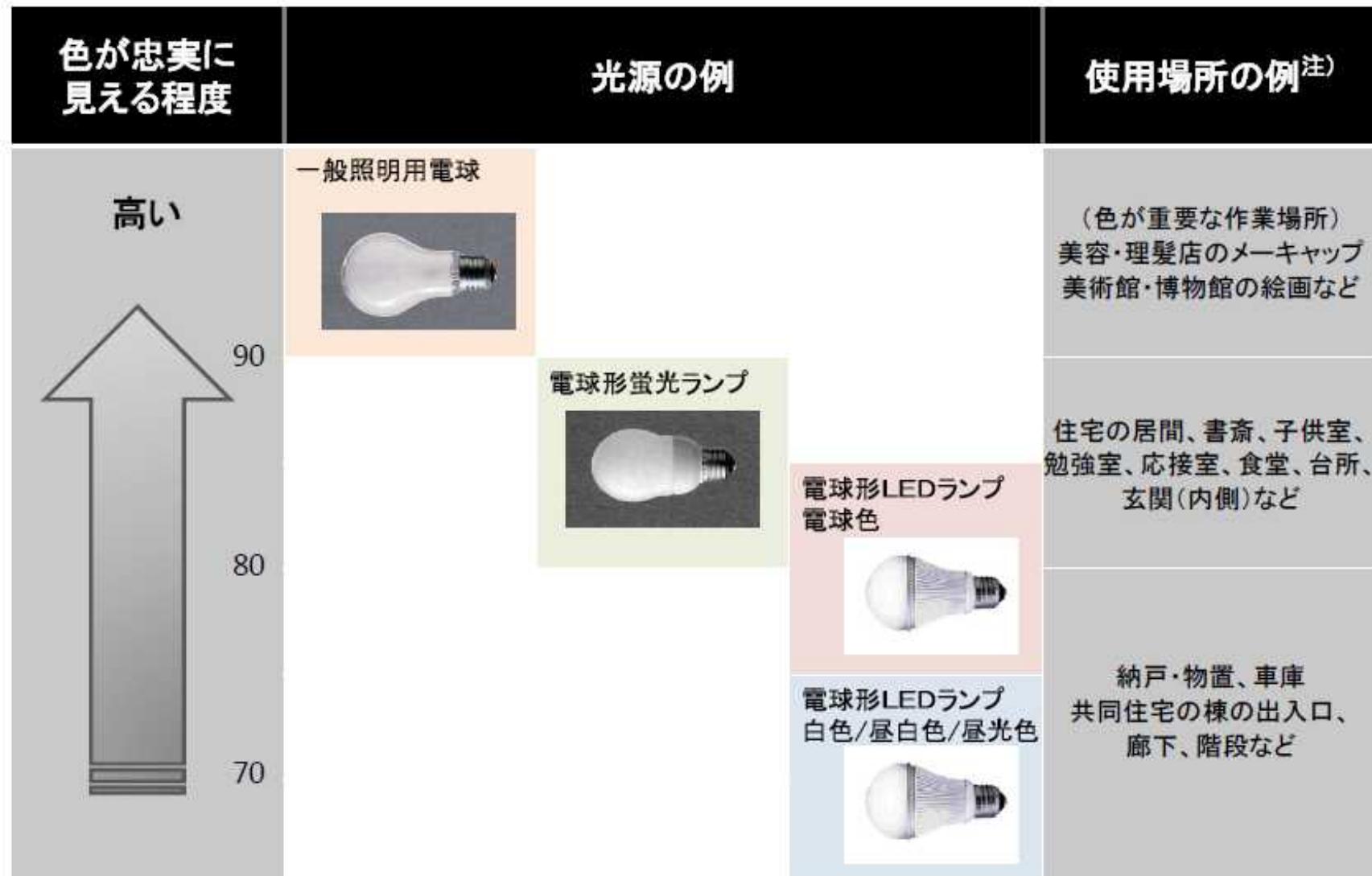
演色性

【判断の基準】

② 平均演色評価数Raが70以上

- ▶ 演色性とは、ある物体を照らしたときに、その物体の色の見え方に及ぼす光源の性質
- ▶ 基準光源（相関色温度が5,000K以上の場合は太陽光、5,000K未満の場合は黒体放射と比較）による色彩を忠実に再現しているかを指数で表したもの。一般に100に近いほど演色性が良いと判断
- ▶ 平均演色評価数Raは8色の演色評価値の平均で演色評価の代表値（ただし、色温度により基準光が異なるため、色温度差のあるランプ間でRaのみの比較は間違い）

【参考】照明対象の色の見え方（演色性）



注：JIS Z9110:2010照明基準総則からの抜粋

(社)日本電球工業会資料

LED照明器具⑦

LEDモジュール寿命、特定の化学物質

【判断の基準】

- ③ LEDモジュール寿命は40,000時間以上
 - ➡ 長期使用の観点からモジュールの長寿命化を図ることは極めて重要
- ④ 特定の化学物質の使用制限及び含有情報の公開
 - ➡ 電気・電子機器への特定化学物質の使用を制限することは、廃棄時における直接的な排出源として、また、国際的な潮流からみても重要な観点
 - ➡ JIS C 0950:2008に定める6物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）

LED照明器具⑧

LED照明器具に係る配慮事項

【配慮事項】

① 省エネルギー効果

- ▶ 蛍光灯照明器具と同様に、初期照度補正機能、センサ（あかるさ、人感）制御等の省エネルギー効果の高い機能を有すること

② 環境配慮設計

- ▶ 廃棄段階の環境負荷低減を図るため、分解が容易である等の材料の再生利用に係る設計上の工夫の実施

③ 塗料

- ▶ 有機溶剤等の使用抑制等の塗料に係る環境負荷低減

④ 製品の包装

- ▶ 簡易包装、包装材の軽量化・再生利用等の推進は、資源の有効利用、廃棄物の発生抑制等

LED照明器具⑨

調達に当たっての留意点

■ 調達を行う各機関に対する留意事項

- LED照明器具の調達に当たって、安全管理・品質管理が十分なされたものを比較し、選択するよう留意（備考14）
- 化学物質の適正な管理のため、調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、廃棄するまで管理・保管すること（備考15）

自動車【p.103】

ガソリン乗用車及びガソリン小型貨物車に係る経過措置の終了

- JC08モード燃費を有さない場合は、平成25年2月まで2010年度基準+25%燃費値としていた経過措置を終了
 - 表2及び表4のJC08モード燃費基準に統一

2サイクルエンジン油【p.113】

製品の容器の回収、再生利用等の仕組みの構築

【配慮事項】

- ① 製品の容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること

制服・作業服①【p.115】

再生PET樹脂配合率

【判断の基準①】

ア. ポリエステルを使用した製品については、再生PET樹脂配合率が裏生地を除く繊維部分全体重量比25%以上

- ポリエステル繊維の配合率が低い場合（繊維部分全体重量の50%未満）は繊維部分全体重量比10%以上かつ裏生地を除くポリエステル部分の50%以上が再生PET樹脂であること（判断の基準①アのただし書）

イ. 再生PET樹脂配合率が繊維部分全体重量比10%以上かつ回収・再使用又は再生利用のためのシステムがあること

制服・作業服②

植物を原料とする合成繊維

【判断の基準②】

- ア. 植物を原料とする生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの繊維部分全體重量比25%以上かつ回収・再使用又は再生利用のためのシステムがあること
- イ. 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの繊維部分全體重量比25%以上
- ウ. 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの繊維部分全體重量比10%以上かつ回収・再使用又は再生利用のためのシステムがあること

カーテン・布製ブラインド①【p.118】

再生PET樹脂配合率

【判断の基準】

- ① ポリエステルを使用した製品については、再生PET樹脂配合率が裏生地を除く繊維部分全体重量比25%以上
- ② 再生PET樹脂配合率が繊維部分全体重量比10%以上かつ回収・再使用又は再生利用のためのシステムがあること

カーテン・布製フラインド②

植物を原料とする合成繊維

【判断の基準】

- ③ 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの纖維部分全体重量比25%以上
- ④ 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの纖維部分全体重量比10%以上かつ回収・再使用又は再生利用のためのシステムがあること

ニードルパンチカーペット【p.120】

再生材料配合率

【判断の基準】

- ① 未利用纖維、リサイクル纖維、再生プラスチック等の再生材料が製品全体重量比25%以上
- ② 植物を原料とする合成纖維を使用した製品
 - ア. 生分解性の合成纖維であって環境負荷低減効果が確認されたものの製品全体重量比25%以上
 - イ. 非生分解性の合成纖維であって環境負荷低減効果が確認されたものの製品全体重量比25%以上
 - ウ. 非生分解性の合成纖維であって環境負荷低減効果が確認されたものの製品全体重量比10%以上かつ回収・再使用又は再生利用のためのシステムがあること

ベッドフレーム【p.124】

ホルムアルデヒド放散速度の確認

- 放散速度が $0.02\text{mg}/\text{m}^2\text{h}$ 以下と同等
 - JIS S 1102（住宅用普通ベッド）の基準に適合する製品はホルムアルデヒドF☆☆☆基準（判断の基準②イ）を満たす（備考6ア）

マットレス【p.125】

詰物に使用される繊維

【判断の基準】

- ① ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品
 - ア. ポリエステルを使用した製品については、再生PET樹脂配合率が繊維部分全體重量比25%以上
 - イ. 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、環境負荷低減効果が確認されたものの繊維部分全體重量比25%以上

太陽光発電システム【p.136】

太陽電池モジュールの変換効率の強化

【判断の基準】

① 太陽電池モジュールのセル実効変換効率の基準

区 分	基準変換効率
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%以上
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%以上
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%以上
化合物系太陽電池	12.0%以上

災害備蓄用品①【p.142】

食料3品目（「保存パン」「栄養調整食品」「フリーズドライ食品」）を特定調達品目に追加

【判断の基準】

① 賞味期限

- ➡ 保存期限の延長を図り、資源の有効利用、製造段階におけるエネルギー使用量の削減、廃棄物の発生抑制等の環境負荷低減が期待

食 料	賞味期限
保存パン	5年以上
栄養調整食品	3年以上
フリーズドライ食品	3年以上

災害備蓄用品②

食料3品目（「保存パン」「栄養調整食品」「フリーズドライ食品」）を特定調達品目に追加

【判断の基準】

② 保管管理に資する表示

- ▶ 保管管理を適正かつ合理的な実施、備蓄量を削減する目的から、製品及び梱包用外箱に必要な情報を記載
- 原材料名については梱包用外箱に記載しなくとも可（備考6）

【配慮事項】

- 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等の仕組みがあること

災害備蓄用品③

栄養調整食品（賞味期限3年）の製品例



災害備蓄用品④【p.149】

「携帯発電機」を特定調達品目に追加

- 対象となる携帯発電機
 - ➡ 定格出力が3kVA以下の発動発電機

【判断の基準】

- ① 排出ガス基準
 - ➡ ガソリンエンジン搭載発電機（天然ガス又はLPガスを燃料とするものを含む）及びディーゼルエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準を設定（表1、表2）
- ② 騒音レベルが98デシベル以下
 - ➡ 国土交通省の低騒音型・低振動型建設機械の発動発電機に係る騒音基準に準拠
- ③ 連続運転可能時間が3時間以上
 - ➡ 発電機の運転時間が長いこと（低燃費）が重要。ただしカセットボンベ型の発電機は1時間以上で可

災害備蓄用品⑤

カセットボンベ型携帯発電機



写真提供：(一社)日本陸用内燃機関協会

災害備蓄用品⑤

ガソリン搭載携帯発電機



写真提供：(一社)日本陸用内燃機関協会

災害備蓄用品⑤

ディーゼル搭載携帯発電機



公共工事共通【p.151】

公共工事共通の判断の基準等の見直し

【判断の基準・配慮事項】

- 資材の内容の明確化
 - ➡ **資材（材料及び機材を含む）**として資材の内容を明確に示す

【判断の基準】

契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す**資材（材料及び機材を含む）**、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること

【配慮事項】

資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること

高炉セメント【p.156】

JIS規格適合品が判断の基準を満たす

- B種及びC種
 - JIS R 5211で規定されるB種及びC種に適合する資材は判断の基準を満たす旨記載（備考）

フライアッシュセメント【p.157】

JIS規格適合品が判断の基準を満たす

- B種及びC種
 - JIS R 5213で規定されるB種及びC種に適合する資材は判断の基準を満たす旨記載（備考）

エコセメント 【p.157】

JIS規格適合品が判断の基準を満たす

- JIS R 5214に適合する資材は判断の基準を満たす旨記載
(備考2)

高日射反射率塗料 【p.158】

JIS規格適合品が判断の基準を満たす

- JIS K 5675に適合する資材は判断の基準を満たす旨記載
(備考4)

パーティクルボード【p.163】

JIS規格適合品が判断の基準の一部を満たす

- JIS A 5908で規定されるF★★★等級に適合する資材は判断の基準③を満たす旨記載（備考3）

繊維板【p.163】

JIS規格適合品が判断の基準の一部を満たす

- JIS A 5905で規定されるF★★★等級に適合する資材は判断の基準③を満たす旨記載（備考3）

変圧器【p.165】

エネルギー消費効率の強化

- 省エネ法トップランナー基準の改定に伴うエネルギー消費効率の変更
 - ➡ 標準状態で使用しないものにも準用（JIS C 4304及びC 4306、日本電機工業会規格1500及び1501に規定）（備考4）
 - エネルギー消費効率の算定法は経済産業省告示第71号（平成24年3月30日）（備考5）

印刷（役務）【p.178】

オフセット印刷工程における環境配慮

【判断の基準】

<共通事項>

④ 「オフセット印刷」の各工程における環境配慮のための措置

- ➡ 製版、刷版（品質が低下しない印刷版へのリサイクルを含む（表2備考4））、印刷、表面加工、製本加工の各工程における環境配慮項目及び満たすべき基準（表2）
- ➡ 元請・下請を問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用（表2備考1）
- ➡ 印刷の各工程における環境配慮チェックリスト（表4）の活用による基準の確認（備考10）
- ➡ 日本印刷産業連合会の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング（GP）認定制度』ガイドライン」を参考（備考9）

食堂【p.185】

食器の修繕・再生材使用、容器包装の返却・回収等

【配慮事項】

④ 修繕による再使用、再生材料の使用

- ▶ 修繕により再使用可能な食器
- ▶ 再生材料を使用した食器

⑤ 容器包装の返却・回収

- ▶ 再使用のための容器包装の返却・回収（リユースびんの積極的な使用）

小売業務【p.209】

容器包装の返却・回収等

【配慮事項】

- 容器包装の返却・回収
 - ➡ 店舗において取り扱う商品については再使用のために容器包装の返却・回収が可能なものの（リユースびんの積極的な使用）
 - ➡ 簡易包装等により容器包装の使用量を削減したもの

輸配送、旅客輸送（自動車）、クリーニング

エコドライブの定義の見直し

■ エコドライブ10のすすめ（平成24年10月）

- ふんわりアクセル『eスタート』
- 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- 減速時は早めにアクセルを離そう
- エアコンの使用は適切に
- ムダなアイドリングはやめよう
- 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- タイヤの空気圧から始める点検・整備
- 不要な荷物はおろそう
- 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- 自分の燃費を把握しよう

飲料自動販売機設置【p.212】

冷媒へのHFC使用禁止

【判断の基準】

- ② 冷媒へのオゾン層破壊物質及びHFC（代替フロン）の使用禁止
- ▶ いずれかに該当する場合、HFCの使用禁止については適用除外（備考4）
 - 紙容器飲料自動販売機又はカップ式飲料自動販売機
 - 冷媒に使用される物質の地球温暖化係数（GWP）が相当程度小さい場合（**GWP140未満**。該当する冷媒は二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等）
 - ▶ **HFCの使用禁止に係る経過措置を終了**

3. 引越輸送の特定調達品目への追加及び判断の基準等について

引越し輸送の特定調達品目への追加

- 国等の機関においては、庁舎やオフィス、施設間、フロア間、フロア内の移動等、様々な場面で引越し輸送サービスを利用
- 反復して再使用が可能な資材による荷造・梱包を行うことで、引越しの際に発生する廃棄物の大幅な削減を図る等のサービスが積極的に実施
- 引越し輸送に当たって低燃費・低排出ガス車の利用やエコドライブ等の環境に配慮した運転の導入、輸送効率の向上等の環境負荷低減に資する事業者の取組を評価



- ◇率先して環境負荷低減に取り組む事業者を選択
- ◇地方公共団体や民間への波及効果が期待

対象となるサービス

対象となる引越輸送

● 引越輸送（備考1）

- 庁舎移転等（庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。）に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務が対象
- 美術品、精密機器、動植物等は対象外
 - ➡ 特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる品目

引越し輸送①【p.216】

特定調達物品等の使用、反復利用可能な資材の使用

【判断の基準】

- ① 梱包用資材、養生用資材に使用する物品が特定調達品目に該当
 - ➡ 当該品目の判断の基準を満たす物品（特定調達物品等）を使用
- ② 反復利用可能な梱包用資材、養生用資材の使用
 - ➡ 資源の有効利用、廃棄物の発生抑制等の観点から、反復利用できる梱包用資材及び養生用資材を使用

【参考】反復利用可能な梱包資材の例①



筒状伸縮キルティング製
あて布団（ハイパッド）



パック毛布

【参考】反復利用可能な梱包資材の例②



樹脂成形折りたたみコンテナ（折りコン）

【参考】反復利用可能な養生資材の例



床面養生材・壁面養生材

引越し輸送②

梱包用資材の回収

【判断の基準】

③ 引越し終了後の梱包用資材の回収

- ▶ 発注者の求めに応じ、引越しの終了後、提供した段ボール等の紙製梱包用資材を回収し、再使用や再生利用、適正処理を実施。回収期限・回收回数については、あらかじめ発注者・受注者双方で確認の上、定める（備考3）

引越し輸送③

自動車輸送時の環境配慮①

【判断の基準】

④ 自動車輸送時の環境配慮

- ➡ 引越し輸送の元請、下請を問わず、自動車輸送を行う者に適用
 - ア. エネルギー使用実態及びエネルギー使用合理化の取組効果を定期的に把握
 - イ. エコドライブを推進するための措置（備考5）
 - ➡ エコドライブの運転者への周知
 - ➡ 管理責任者設置、マニュアル作成、推進体制整備
 - ➡ 教育・研修等の実施
 - ➡ 運転記録の把握、エネルギー使用の管理
 - エコドライブ普及連絡会「エコドライブ10のすすめ」（備考4）

引越し輸送④

自動車輸送時の環境配慮②、引越し輸送方法の提案

【判断の基準】

④ 自動車輸送時の環境配慮

ウ. 車両の点検・整備（備考6）

➡ 点検・整備項目に係る自主管理基準を定め、実施
(別表)

【配慮事項】

① 引越し輸送の方法の提案

➡ 発注者に対し環境負荷低減に関して具体的な提案が
可能な契約方式の場合に適用（総合評価落札方式、
プロポーザル方式等）（備考7）

引越し輸送⑤

一括梱包等、自動車輸送時の配慮事項①

【配慮事項】

② 一括梱包、資材の使用削減

- ➡ 什器等の内容物を移さず破損なく一括して梱包する方法、粘着テープを使用しない段ボール等の梱包資材の使用
- ➡ 再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮

③ 自動車輸送時の配慮事項

ア. 輸送におけるエネルギー使用の合理化

- ➡ 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準

イ. 低燃費・低公害車の導入推進

- ➡ 低燃費・低公害車は、本基本方針の自動車に係る判断の基準を満たす自動車（備考8）

引越し輸送⑥

自動車輸送時の配慮事項②

【配慮事項】

③ 自動車輸送時の配慮事項

ウ. 輸送効率の向上のための措置（備考9）

- ➡ 効率的な輸送経路の事前選択、運転者への周知
- ➡ 渋滞情報等による適切な輸送経路を選択する仕組み
- ➡ 輸送量、地域特性に応じた適正車種の選択

エ. エコドライブの推進装置

- ➡ アイドリングストップ装置、エンジン回転警報装置、デジタル式運行記録計等のエコドライブを推進するための装置の導入

オ. 高度道路交通システム（ITS）の導入

カ. 自動車NOx・PM法の対策地域

- ➡ 排出基準を満たす自動車による輸送

引越し輸送⑦

調達に当たっての留意点

■ 調達を行う各機関に対する留意事項（備考10）

- 引越しに伴い発生する廃棄物の収集運搬、処分を委託する場合の留意事項
- 引越し輸送業務と併せて廃棄物の収集運搬、処分を委託する場合の契約、委託基準の遵守
- 産業廃棄物については産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、委託内容どおりに産業廃棄物が運搬、処分されたことの確認